

「ハンセン病問題を正しく理解する週間」に関するお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係
☎476-1111(131)

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を定めています。

誤った隔離政策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、かけがえのない多くの方々の人生が奪われました。

病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が、療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々等が、平穩に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

◆ハンセン病問題を正しく理解する週間

平成30年6月17日(日)～6月23日(土)

身体・知的障害者相談員について

問 保健福祉課 障害福祉係
☎476-1111(138)

身体・知的に障がいのある方。また、ご家族が困った時などには、身体・知的障害者相談員が日常生活での身近な問題や、さまざまな相談・指導・助言などを行っています。お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】				【相談内容】
宮内 徹	(宮之馬場)	476-3710	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付に関する相談 ・更生医療・補装具・日常生活用具に関する相談 ・家族関係・生活環境に関する相談 ・障害基礎年金等の年金に関する相談 ・施設入所等に関する相談 ・上記以外の相談 	
四本 忠	(新調堀)	476-1630		
内倉 正人	(正坂)	477-0543		
山下 海征	(角堂)	478-2807		

【知的障害者相談員】			【相談内容】
藤島 泰子	(穂園)	471-7255	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の交付に関する相談 ・養育(子育て等)に関する相談 ・家族関係・生活環境に関する相談 ・就学に関する相談 ・施設入所等に関する相談 ・上記以外の相談